

# 「八代妙見祭」名称等の使用規程

制定 平成 29 年 6 月 1 日  
八代妙見祭保存振興会

## 1 目的

この規程は、「八代妙見祭」の名称、ロゴ、イラスト、写真、動画等（以下「名称等」という。）を使用する際に必要な事項を定めることにより、「八代妙見祭」を広く P R し、「八代妙見祭」の魅力及び知名度の向上をはじめ、地域の活性化につなげることを目的とする。

なお、この規程でいう「八代妙見祭」には、神幸行列を構成する出し物のひとつひとつも含まれるものとします。

## 2 使用許可基準

次のいずれかに該当する場合は、使用を許可できません。

- (1) 「八代妙見祭」の品位やイメージを害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条（同条第 1 項第 8 号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に使用される場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (7) 名称等の使用によって商品の品質等の誤認又は他社の商品等との混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) その他、八代妙見祭保存振興会（以下、「会」という。）が不適當と認める場合

## 3 使用申請

「八代妙見祭」の名称等を使用する場合には申請が必要となります。

使用を希望する者は、「**使用許可申請書**」（別記様式 1）記載のうえ、関係書類を添えて会に申請をしてください。また、審査にかかる日数を考慮して、申請から使用開始希望日まで十分な期間をとってください。

## 4 使用許可

会は、使用許可申請書の提出があったときは、総務局で審査し、役員会の承認によって決定します。ただし、次のいずれかに該当し、会長が許可することが適当であると判断した場合は、この限りではないものとします。

- (1) 国、地方公共団体、その他公共団体、学校が公用又は公共用に使用するとき
- (2) 自治会、NPO等が公益的な活動のために使用するとき
- (3) 放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関が「八代妙見祭」のPRを趣旨として報道又は広報の目的で使用するとき
- (4) 出版社、旅行会社等が使用する場合で、「八代妙見祭」又は八代地域への誘客効果が期待できるとき
- (5) 緊急その他やむを得ない理由により会議を開くことができないとき
- (6) その他、公共・公益上の観点から会長が適当であると認めるとき

2 会は、申請を行った者（以下「申請者」という。）に対して、「**使用許可書**」（別記様式2）又は「**使用不許可通知書**」（別記様式3）により通知するものとします。

3 会は、使用許可にあたり、必要に応じ条件を付することができるものとします。

## 5 使用上の遵守事項

使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守してください。

- (1) 使用許可を受けた内容以外に使用しないこと
- (2) 関係法令を遵守すること
- (3) 使用許可を受けた権利を他人に譲渡、転貸又は承継しないこと
- (4) 使用者の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、会に迷惑を及ぼさないように処理すること
- (5) 使用にあたり、故意又は過失により会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を会に賠償すること
- (6) 「八代妙見祭」の名称を表記する場合は、できる限りロゴを併記すること
- (7) 写真等を掲載する場合は、「八代妙見祭保存振興会」提供の旨を明示すること
- (8) 写真等に含まれる人物、物品、建築物、場所等に関する肖像権、商標権、著作権、特許権、利用権等の諸権利についての許諾等が必要な場合は、使用者の責任のもと処理すること
- (9) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用しないこと
- (10) 成果物（完成品又は写真等）を遅延なく提出すること

## 6 使用期間

使用を許可する期間は、許可日より1年間とします。

その後、使用者からの使用中止の申出あるいは使用許可の取消がない場合は自動継続とします。

## 7 使用料

使用料については、当分の間、無料とします。

## 8 使用許可の追加・変更

使用者は、使用許可を受けた内容に追加・変更が生じる場合は、あらかじめ「**使用許可追加・変更申請書**」（別記様式4）に記載のうえ、関係書類を添えて会に提出してください。

2 会は、追加・変更申請があった場合は、前記4の規定に準じて審査・決定し、通知するものとします。

3 会は、追加・変更内容が軽微であり、使用許可基準に適合していることが明らかであると認められる場合は、前項によらず、追加・変更内容が分かる資料・見本等をもとに、口頭で許可できるものとします。

## 9 使用の中止

使用者は、名称等を使用する必要がなくなった場合は、「**使用中止届**」（別記様式5）に「**使用許可書**」を添えて会に提出してください。

## 10 使用許可の取消し等

会は、次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、使用者に対して回収等の措置を求めることができるものとします。この場合、会は、使用者に対して、「**使用許可取消通知書**」（別記様式6）により通知するものとし、使用者は、取消日から名称等を使用することはできないものとします。

(1)前記2に掲げる使用許可基準のいずれかに該当するに至ったとき

(2)前記5に掲げる使用上の遵守事項に違反したとき

(3)申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき

(4)使用者が使用許可に付した条件に違反したとき

(5)その他使用継続が不相当であると認められたとき

2 会は、使用許可の取り消しにより使用者に生じた損害については、一切の責任を負いません。

3 会は、使用者に名称等の使用状況について報告させ、又は調査することができるものとします。また、会は、必要に応じ、使用者に対して是正又は改善を指示することができるものとします。

## 11 その他

この規程に定めるもののほか、名称等の使用に関し必要な事項は、会が別に定めます。